

# 平成19年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書



従

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)			(フリガナ) あなたの氏名			あなたの生年月日 <small>明：大昭：平年月日</small>
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)			あなたの住所 又は居所	(郵便番号 - - - )	世帯主の氏名	
						あなたとの続柄	

A 主たる給与の 見積額等	主たる給与の支払者の の 名 称 (氏名)	左の給与の支払者から 受ける平成19年中の給 与の収入金額の見積額 <small>①</small>	①の給与に対する 給与所得控除後の 金額 <small>②</small>	①の給与から控除 される社会保険料 等の見積額 <small>③</small>	あなたが控除を受けら れる配偶者控除額、扶 養控除額、基礎控除額 及び障害者等の控除額 の合計額 <small>④</small>	③+④ <small>⑤</small>	この申告書を提出することができる人は、2か所以上から給与の支払を受ける人で⑤の金額が②の金額よりも多い人です。
B この申告書の 提出先の給与 から控除を受 ける控除対象 配偶者又は扶 養親族	氏 名	あなたと の続柄	生年月日	職 業	住 所 又 是 居 所	平成19年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成19年中に異動があった場合に記載してください。)
			明・大 昭・平 ・・				円
			明・大 昭・平 ・・				
			明・大 昭・平 ・・				
			明・大 昭・平 ・・				
			明・大 昭・平 ・・				
C 他の給与から 控除を受ける 控除対象配偶 者又は扶養親 族	氏 名	あなたと の続柄	生年月日	職 業	住 所 又 是 居 所	平成19年中の 所得の見積額	他の給与の支払者の名称(氏名)
			明・大 昭・平 ・・				円
			明・大 昭・平 ・・				
			明・大 昭・平 ・・				
			明・大 昭・平 ・・				

◎この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」は、平成18年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。

◎「主たる給与」とは、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。

## 申告についてのご注意

- 1 この申告書は、平成19年の従たる給与から扶養控除等を受けようとする場合に、従たる給与の支払者に提出してください。
- 2 この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- 3 主たる給与についての控除対象配偶者又は扶養親族として申告した人を、従たる給与の方へ変更するときは、主たる給与の支払者にも必ず異動申告書を提出してください。  
しかし、この申告書に記載した控除対象配偶者又は扶養親族は、平成19年中に主たる給与の方へ変更することはできません。
- 4 「A 主たる給与の見積額等」欄の「②」の給与所得控除後の金額は、「①」の給与の収入金額の見積額について、平成19年分の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。
- 5 「A 主たる給与の見積額等」欄の「④」の金額は、次の控除額によって計算してください。
  - (1) 基礎控除額……………38万円
  - (2) 配偶者控除額
    - 一般的の控除対象配偶者……………38万円
    - 老人控除対象配偶者……………48万円
    - 同居特別障害者である  
一般的の控除対象配偶者……………73万円
    - 同居特別障害者である  
老人控除対象配偶者……………83万円

- (3) 扶養控除額
    - 一般的扶養親族……………1人につき38万円
    - 特定扶養親族……………1人につき63万円
    - 老人扶養親族
      - 同居老親等以外  
の老人扶養親族……………1人につき48万円
      - 同居老親等……………1人につき58万円
      - 同居特別障害者である  
一般的扶養親族……………1人につき73万円
      - 同居特別障害者である  
特定扶養親族……………1人につき98万円
      - 同居特別障害者である  
同居老親等以外の老人  
扶養親族……………1人につき83万円
      - 同居特別障害者である  
同居老親等……………1人につき93万円
  - (4) 障害者控除額
    - 一般的の障害者……………1人につき27万円
    - 特別障害者……………1人につき40万円
  - (5) 寡婦控除額
    - 一般的寡婦……………27万円
    - 特別の寡婦……………35万円
  - (6) 寡夫控除額……………27万円
  - (7) 勤労学生控除額……………27万円
- (注) 寡婦控除、寡夫控除又は勤労学生控除を受けられる人は、所得者本人に限られます。